

北朝鮮の核・ミサイル開発の資金源となっている海外労働者を通じた収入獲得を防ぐため、国連安保理決議第2397号は自国内の北朝鮮労働者を2019年12月までに送還するよう国連加盟国に義務付け。本報告書は、その期限を過ぎた今もなお多くの労働者が海外に所在する実態を、MSMT参加国等からの最新の情報に基づき詳述。

1. 北朝鮮の海外労働者の実態

- 北朝鮮は少なくとも17か国に推定3万5,600～10万1,280人の労働者を派遣し、2025年には推定4億5,000万～8億米ドルの収入を獲得。
- 北朝鮮の海外労働者のほとんどは中国(2万～7万人)とロシア(1万5,000人～3万人)に集中。北朝鮮労働者を学生ビザ等で入国させて研修や技術交流の名目で就労させるなど、国連安保理制裁の違反・回避が継続。
- 北朝鮮労働者のロシアでの賃金は、業種によっては中国での賃金の最大5倍に達する可能性。
- 北朝鮮労働者は1日12～18時間、週6～7日勤務した上で、賃金の80～90%を北朝鮮当局が没収。なかには没収額が賃金を上回り、労働者が北朝鮮に対して負債を抱える場合も。
- 北朝鮮当局は亡命を防ぐために労働者の移動及び部外者との接触を極めて厳しく管理。実際に亡命した労働者は北朝鮮に残る家族への報復のリスクを負う。

2. 中国における北朝鮮労働者

- 遼寧省、吉林省、黒竜江省を中心に、製造、建設、IT、飲食、縫製、水産加工業等で就労。
- 2023年から2025年にかけて1万～2万人の北朝鮮労働者が一時的に中国から引き揚げたものの、中朝関係が改善した2025年以降、短期研修・学生・越境ビザの発給が増加。北朝鮮労働者の入国に利用されている可能性がある。
- 2025年1月から2026年1月にかけて推定約1万人の新たな北朝鮮労働者が入国。遼寧省の丹東税関では2025年5月以降、北朝鮮労働者が大型バスで到着する様子が頻繁に目撃。
- 北朝鮮への送金は規制されているため、労働者が得た収入は北朝鮮当局が主に中国での物資調達に充当。北朝鮮の外交官や銀行駐在員が現金で北朝鮮に持ち帰るケースも増加傾向にある。



中国・丹東税関に到着した
北朝鮮労働者を乗せたバス

3. ロシアにおける北朝鮮労働者

- 防衛、製造、造船、鉄鋼加工、建設、IT、飲食、林業、農業等で就労。**軍用ドローン製造にも従事。**
- ロシア政府は2020年に**学生ビザ所持者の就労を認める法改正を実施**するなど、**北朝鮮労働者を学生として偽装**する仕組みを構築。非営利教育機関も名目上の受入れ機関としてビザ発給に協力。北朝鮮労働者のロシアへの派遣は増加傾向にある。
- ロシア国内の北朝鮮労働者の年間平均賃金は推定7,500米ドル。賃金は**ルーブル貨で支払われ、ロシアにある北朝鮮の銀行経由**で北朝鮮に送金される。
- ロシアでは**北朝鮮労働者の雇用をあっせんする業者が、雇用に関心があるロシア企業向けにオンライン広告を掲載し、まとまった人数を極東等の地方都市へ派遣。**



北朝鮮労働者を雇用する
モスクワの北朝鮮レストラン

4. その他の地域における北朝鮮労働者

- アジアやアフリカの国々(※)で、それぞれ10人程度から数百人程度の北朝鮮労働者が医療、建設、IT、飲食業等で就労している可能性がある。

※カンボジア、ラオス、ベトナム、モンゴル、キルギス、カメルーン、赤道ギニア、ギニア、モザンビーク、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、タンザニア、ウガンダ、ジンバブエ

5. 国際社会に対する主な提言

- 国連安保理決議第2375号(**北朝鮮「国民」への労働許可発給禁止**)及び第2397号(**北朝鮮労働者の送還義務の即時履行を要請**)。北朝鮮との既存の労働者派遣取決めに終了させ、新たな取決めに防止するよう求める。
- 北朝鮮労働者による学生ビザの悪用を防止し、そうした**制裁回避手法やIT等の注力分野について各国に警戒を呼びかける**。ビザ審査や入国管理を強化し、北朝鮮労働者へのビザ発給・入国許可をしない。
- 自国内での北朝鮮「国民」又は**北朝鮮との合弁企業が運営する事業の特定**や、民間企業による**北朝鮮労働者を雇用している事業体や北朝鮮労働者派遣会社との取引を防止**するため各国を支援する。北朝鮮労働者派遣の仲介者や協力者を捜査し、対処する。
- 北朝鮮労働者の**雇用が疑われる企業の経営・株主構成を確認**するなど、相当の注意を払う。北朝鮮関連の企業から**北朝鮮への送金を監視・遮断**するための措置を強化する。
- 北朝鮮労働者と関連付けられることによるリスクや、自社のサプライチェーン上に北朝鮮労働者が存在しないようにする重要性を企業に周知する。